

平成 19 年 11 月 29 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区九段北四丁目1番7号

イーアセット投資法人

代表者名 執行役員 田中 政行

(コード番号: 8974)

資産運用会社名

ラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社

代表者名 代表取締役 田中 政行

問合せ先

取締役経営企画部長 横山 真人

兼財務経理部長 (TEL.03-3234-7800)

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 19 年 11 月 9 日付日本経済新聞にて公告のとおり、平成 20 年 1 月 16 日に第 3 回投資主総会を開催する予定であり、平成 19 年 11 月 29 日開催の役員会におきまして、規約の一部変更及び役員選任に関し、下記の通り決議しましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、平成 20 年 1 月 16 日に開催される本投資法人の第 3 回投資主総会において承認されることにより、有効となります。

記

1. 規約の一部変更について

変更理由は、以下の通りです。

本投資法人がラサール インベストメント マネージメント株式会社と協働し、資産運用会社がラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社と商号変更したことを受け、本投資法人のブランドの統一化とイメージ刷新を打出すため商号変更を行うものです。

「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)の施行及び、諸法令の制定又は改廃にあわせ、根拠法令の修正、その他字句等の修正を行うものです。

租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号、その後の改正を含みます。)第 67 条の 15 第 9 項以下が削除されたことに伴い、同項に関連する条項を削除するものです。

現状不要となった規定の削除を行うものです。

その他、字句の修正、表現の統一等を行うものです。

(規約変更の詳細については、別紙「第 3 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

提案理由は以下の通りです。

(1) 監督役員山田明文は、本投資主総会終結の時をもって辞任するため、監督役員1名の選任をお願いするものであります。

(2) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え補欠執行役員1名の選任をお願いするもので

あります。

(役員選任の詳細については、別紙「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 会計監査人選任について

提案理由は以下の通りです。

本投資法人は、みずず監査法人より平成19年7月31日付にて辞任したい旨の申し出を受け、投資信託及び投資法人に関する法律第108条第3項の規定に基づき、本投資法人役員会にて新日本会計監査法人を一時会計監査人(平成19年8月1日就任)として選任し、現在に至っております。

本投資主総会において、改めて会計監査人の選任をお願いするものであります。

(会計監査人選任の詳細については、別紙「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

4. 投資主総会等の日程

平成19年11月29日	投資主総会提出議案の役員会承認
平成19年12月21日	投資主総会招集通知の発送(予定)
平成20年1月16日	投資主総会(予定)

以 上

添付資料

- ・第3回投資主総会招集ご通知

本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.easset-reit.com/>

平成 19 年 12 月 21 日

投資主各位

東京都千代田区九段北四丁目 1 番 7 号
イーアセット投資法人
執行役員 田 中 政 行

第 3 回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第 3 回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成 20 年 1 月 15 日（火曜日）午後 6 時までには到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項の規定に基づき、規約第 13 条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権行使をなさらない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

第 13 条 （みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成 20 年 1 月 16 日（水曜日）午後 1 時 00 分
2. 場 所：東京都千代田区丸の内三丁目 5 番 1 号
東京国際フォーラム ガラス棟 『 G 701 』
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第 1 号議案：規約一部変更の件
第 2 号議案：監督役員 1 名選任の件
第 3 号議案：補欠執行役員 1 名選任の件
第 4 号議案：会計監査人選任の件

以上

（お願い）

- 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。ただし、代理人は規約第 14 条第 1 項により、本投資法人の投資主の方に限ります。
- 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行うラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催しますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.easset-reit.com/>）に掲載しますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

(1) 変更の理由

本投資法人がラサール インベストメント マネージメント株式会社と協働し、資産運用会社がラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社と商号変更したことを受け、本投資法人のブランドの統一化とイメージ刷新を打出すため商号変更を行うものです。

「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)の施行及び、諸法令の制定又は改廃にあわせ、根拠法令の修正、その他字句等の修正を行うものです。

租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。)第67条の15第9項以下が削除されたことに伴い、同項に関連する条項を削除するものです。

現状不要となった規定の削除を行うものです。

その他、字句の修正、表現の統一等を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行規約	変更案
第1章総則	第1章総則
<p>第1条(商号)</p> <p>本投資法人は、<u>イーアセット投資法人</u>と称し、英文では <u>eASSET Investment Corporation</u> と表示する。</p>	<p>第1条(商号)</p> <p>本投資法人は、<u>ラサール ジャパン投資法人</u>と称し、英文では <u>LaSalle Japan REIT Inc.</u> と表示する。</p>
第3章 投資主総会	第3章 投資主総会
<p>第12条(決議)</p> <p>1.(記載省略)</p> <p>2.本投資法人は、法令に基づき投資主総会の招集公告をする日の最終の投資主名簿に<u>記載された投資主</u>を、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。ただし、必要があるときは、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に<u>記載されている投資主</u>をもって、その権利を行使すべき投資主とすることができる。</p>	<p>第12条(決議)</p> <p>1.(現行通り)</p> <p>2.本投資法人は、法令に基づき投資主総会の招集公告をする日の最終の投資主名簿に<u>記載又は記録された投資主</u>を、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。ただし、必要があるときは、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に<u>記載又は記録されている投資主</u>をもって、その権利を行使すべき投資主とすることができる。</p>
第4章 役員及び役員会	第4章 役員及び役員会
<p>第21条(役員会議事録)</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領</p>	<p>第21条(役員会議事録)</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領</p>

及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名又は記名押印する。

第6章 計算

第27条（資産評価の方法、基準及び基準日）

1.（記載省略）

(1)（記載省略）

(2)（記載省略）

(3)（記載省略）

証券取引所に上場されている不動産対応証券等

証券取引所が開設する取引所有価証券市場における最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）、以下同じ。）に基づき算出した価格により評価する。

（記載省略）

(4)（記載省略）

証券取引所に上場されている有価証券

証券取引所が開設する取引所有価証券市場における最終価格に基づき算出した価格により評価する。

（記載省略）

(5)（記載省略）

(6) 別紙1 2.(3) 及び に掲げる金融先物取引に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利

取引所に上場している各取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。

取引所の相場がない非上場の各取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額により評価する。公正な

及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。

第6章 計算

第27条（資産評価の方法、基準及び基準日）

1.（現行通り）

(1)（現行通り）

(2)（現行通り）

(3)（現行通り）

金融商品取引所に上場されている不動産対応証券等

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）、以下同じ。）に基づき算出した価格により評価する。

（現行通り）

(4)（現行通り）

金融商品取引所に上場されている有価証券

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における最終価格に基づき算出した価格により評価する。

（現行通り）

(5)（現行通り）

(6) 別紙1 2.(3) に掲げるデリバティブ取引に係る権利

金融商品取引所に上場している各取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。

金融商品取引所の相場がない非上場の各取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額により評価す

評価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。

(記載省略)

(7) (記載省略)

2. (記載省略)

(1) (記載省略)

(2) (記載省略)

3. (記載省略)

第28条 (金銭の分配)

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。

(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額(以下「分配可能金額」という。)は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算される利益(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額(出資総額等)を控除した額をいう。)とする。

(2) (記載省略)

(3) (記載省略)

(4) (記載省略)

(5) 分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。

第8章 借入金及び投資法人債

第33条 (借入金)

1. 本投資法人は、以下の条件に従い、借入れを行うことができるものとする。ただし、かかる借入れは、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からのものに限るものとする。

る。公正な評価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。

(現行通り)

(7) (現行通り)

2. (現行通り)

(1) (現行通り)

(2) (現行通り)

3. (現行通り)

第28条 (金銭の分配)

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。

(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額(以下「分配可能金額」という。)は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算される利益とする。

(2) (現行通り)

(3) (現行通り)

(4) (現行通り)

(5) 分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。

第8章 借入金及び投資法人債

第33条 (借入金)

1. 本投資法人は、以下の条件に従い、借入れを行うことができるものとする。ただし、かかる借入れは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。)第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家(租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。))第22条の19第1項で定めるものに限る。)からのものに限るものとする。

- (1) (記載省略)
- (2) (記載省略)
- (3) (記載省略)

2. (記載省略)

第9章 費用等

第35条 (投資信託委託業者に対する資産運用報酬)

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者に支払う資産運用報酬は、「運用報酬 ~ 」より構成され、その額及び支払いに関する基準は、別表1に規定するとおりとする。別表1は本規約の不可分な一部として本規約に添付され、本規約と一体をなすものとする。

第37条 (雑則)

本規約中、短期投資法人債に係る部分については、「証券取引等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)第5条の施行日から効力を生じる(上記施行日の経過後これを削除する)。

別紙1

資産運用の対象及び方針

- 1. (記載省略)
- 2. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲

(1) 不動産等とは以下に掲げるものをいう。

- (記載省略)
- (記載省略)
- (記載省略)

不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。)(以下「投信法施行令」という。))第3条第1号に定める有価証券に該当するものを除く。)

る。

- (1) (現行通り)
- (2) (現行通り)
- (3) (現行通り)

2. (現行通り)

第9章 費用等

第35条 (資産運用会社に対する資産運用報酬)

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に支払う資産運用報酬は、「運用報酬 ~ 」より構成され、その額及び支払いに関する基準は、別表1に規定するとおりとする。別表1は本規約の不可分な一部として本規約に添付され、本規約と一体をなすものとする。

(削除)

別紙1

資産運用の対象及び方針

- 1. (現行通り)
- 2. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲

(1) 不動産等とは以下に掲げるものをいう。

- (現行通り)
- (現行通り)
- (現行通り)

不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。)

不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭を信託する信託の受益権（投信法施行令第3条第1号に定める有価証券に該当するものを除く。）

当事者の一方が相手方の行う上記 から 次に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（投信法施行令第3条第1号に定める有価証券に該当するものを除く。以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）

(2) 不動産等を主たる投資対象とする不動産対応証券等とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいう。

（記載省略）

受益証券

投信法第2条第12項に定める受益証券

投資証券

投信法第2条第22項に定める投資証券

（記載省略）

(3) 本投資法人は、上記(1)及び(2)に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産により運用する。

以下に掲げる特定資産

a. （記載省略）

b. （記載省略）

c. （記載省略）

d. （記載省略）

e. 特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第1項第3号で定めるものをいう。）

f. （記載省略）

不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭を信託する信託の受益権

当事者の一方が相手方の行う上記 から までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）

(2) 不動産等を主たる投資対象とする不動産対応証券等とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいう。

（現行通り）

受益証券

投信法第2条第7項に定める受益証券

投資証券

投信法第2条第15項に定める投資証券

（現行通り）

(3) 本投資法人は、上記(1)及び(2)に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産により運用する。

以下に掲げる特定資産

a. （現行通り）

b. （現行通り）

c. （現行通り）

d. （現行通り）

e. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいう。）

f. （現行通り）

- g. 特定目的会社に係る特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいう。）
- h. コマーシャル・ペーパー（証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいう。）
- i. 貸付信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号の3で定めるものをいう。但し、上記(2)に定めるものを除く。）
- j. 投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいう。但し、上記(2)に定めるものを除く。）
- k. 投資法人債券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいう。）
- l. オプションを表示する証券又は証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいう。）
- m. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるもので、上記cからfまでの証券の性質を有する本邦通貨建のものとする。）
- n. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいう。）

o. 譲渡性預金証書

金銭債権（投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。）

金融先物取引等（投信法施行令第3条第13号に定めるものをいう。）に係る権利

金融デリバティブ取引（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。）に係る権利

__前各号に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(4)（記載省略）

3. 投資態度

- (1)（記載省略）
- (2)（記載省略）
- (3)（記載省略）
- (4)（記載省略）
- (5)（記載省略）
- (6)（記載省略）

- g. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいう。）
- h. コマーシャル・ペーパー（金融商品取引法第2条第1項第15号で定めるものをいう。）
- i. 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第12号で定めるものをいう。但し、上記(2)に定めるものを除く。）
- j. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいう。但し、上記(2)に定めるものを除く。）
- k. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいう。）
- l. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいう。）
- m. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、上記cからfまでの証券の性質を有する本邦通貨建のものとする。）
（削除）

n. 譲渡性預金証書

金銭債権（投信法施行令第3条第7号に定めるものをいう。）

デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。）

（上記に統合）

__前各号に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(4)（現行通り）

3. 投資態度

- (1)（現行通り）
- (2)（現行通り）
- (3)（現行通り）
- (4)（現行通り）
- (5)（現行通り）
- (6)（現行通り）

(7) (記載省略)

(8) 本投資法人は、資産の総額に占める租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。以下同じ)第67条の15第9項に規定する不動産等の価額の割合として財務省令で定める割合が75%以上となるように運用する。

(9) 本投資法人は、その有する特定資産の価額の合計額に占める、特定不動産(不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額の合計額の割合を75%以上とする。

(10) 上記2.(3) 及び に掲げる金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。

4. (記載省略)

5. (記載省略)

別表 1

投資信託委託業者に対する資産運用報酬

運用報酬額表 (記載省略)

(注1) 資産総額

本投資法人の貸借対照表(投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。)に記載された資産合計額。

(注2)(記載省略)

(注3)(記載省略)

(注4)(記載省略)

(注5)(記載省略)

(7) (現行通り)

(削除)

(8) 本投資法人は、その有する特定資産の価額の合計額に占める、特定不動産(不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額の合計額の割合を75%以上とする。

(9) 上記2.(3) に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。

4. (現行通り)

5. (現行通り)

別表 1

資産運用会社に対する資産運用報酬

運用報酬額表 (現行通り)

(注1) 資産総額

本投資法人の貸借対照表(投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。)に記載された資産合計額。

(注2)(現行通り)

(注3)(現行通り)

(注4)(現行通り)

(注5)(現行通り)

第2号議案 監督役員1名選任の件

監督役員山田明文氏は、本投資主総会終結の時をもって辞任するため、監督役員1名の選任をお願いするものであります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
1	藤井和典 (昭和36年9月28日)	昭和60年4月 住友商事株式会社 入社 平成17年3月 住友商事株式会社 退社 平成17年4月 司法研修所 平成18年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 成和共同法律事務所 入所

- ・ 上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別な利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成19年11月29日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
吉川 健太郎 (昭和45年12月18日)	1993年 4月 株式会社ソニー・ミュージック・エンタテイメント 入社
	1995年 7月 吉川建築測量事務所 入所
	1996年 11月 島村不動産総合鑑定 入社
	1998年 10月 株式会社西洋環境開発 入社 総務人事部(不動産鑑定業務)、企画室、管理部
	2001年 7月 テンプスタッフ株式会社 入社 法務部
	2004年 1月 株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ(現ラサール インベ ストメント アドバイザーズ株式会社)入社 投資運用部
	2005年 3月 株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ 取締役投資運用部長就任(現任)

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社の取締役であるため、本投資法人の執行役員に就任した場合には金融商品取引法第31条の4第4項に基づき遅滞なく内閣総理大臣に届け出ます。

第 4 号議案 会計監査人選任の件

本投資法人は、みずず監査法人より平成 19 年 7 月 31 日付にて辞任したい旨の申し出を受け、投資信託及び投資法人に関する法律第 108 条第 3 項の規定に基づき、本投資法人役員会にて新日本会計監査法人を一時会計監査人（平成 19 年 8 月 1 日就任）として選任し、現在に至っております。

本投資主総会において、改めて会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人の候補者の名称及び住所

名 称	新日本監査法人		
主たる事務所の 所 在 場 所	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号日比谷国際ビル		
沿 革	平成 12 年 4 月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併して、監査法人太田昭和センチュリー設立	
	平成 13 年 7 月	監査法人太田昭和センチュリーが監査法人テイケイエイ飯塚毅事務所及び高千穂監査法人と合併して、新日本監査法人に名称変更	
	平成 17 年 7 月	監査法人大成会計社と合併	

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第 93 条第 1 項及び本投資法人の規約第 13 条第 1 項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第 1 号議案乃至第 4 号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。